

第 26 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第 5 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 2 年 9 月 9 日（水） 8 : 30 ~ 8 : 55

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「香川県における今後の対応について」

本部長（知事）から資料に沿って説明

本県においては、9 月 11 日（金）までを「感染警戒期」とし、これまで県民の皆様、事業者の皆様に対し、特措法に基づく各種の協力要請をしてきたところである。

特に、県民の皆様には不要不急の県外への移動を慎重に検討していただくことや、事業者の皆様においても、事業所等の感染防止対策をはじめ、テレワーク、オンライン会議などの積極的な活用などに取り組んでいただいているところである。

県民の皆様、事業者の皆様には、この間の各種の要請にご協力いただき、感謝申し上げますとともに、感染者の検査、治療に当たられている医師、看護師をはじめとする医療従事者の皆様に対しても、心から御礼申し上げたい。

引き続き資料番号は 1 - 1、直近の指標及び数値をご覧いただきたい。

県内の感染状況を見ると、9 月 7 日現在で、直近 1 週間の累積新規感染者数は 8 人、人口 10 万人当たりでは 0.84 人で、感染経路不明者数の割合は 37.5%となっている。

8 月 21 日の本部会議において、「感染警戒期」を延長する際に説明したように、その時点の感染者数等の状況としては、「準感染警戒期」に相当する数字が示されていたが、夏休み、お盆などでの人の動きによる感染状況を見る必要があると考えて、9 月 11 日まで「感染警戒期」を継続することとした。その上で、現状について検討すると、新規の感染者数が急増、あるいは拡大しているという状況にはなく、一定数の感染者数にとどまっており、病床などの医療提供体制がひっ迫しているような状況でもないと考えられる。また、7 月 18 日に「感染警戒期」と位置付けた時期から見れば、新規感染者は減少傾向になっており、全国的に他の都道府県の感染状況を見ても、8 月 21 日の本部会議でお示しした数値から一定程度減少傾向にあると考えられる。

こうした指標等を総合的に判断し、9 月 12 日（土）以降は、これまで位置付けてきた「感染警戒期」から、「準感染警戒期」に移行させることとする。

この間の対応については、資料番号は 1 - 2、「準感染警戒期における対策（9 月 12 日以降）について」をご覧いただきたい。

この「準感染警戒期」においても、社会経済活動への影響が最小となるよう努めながら、これまでの「感染警戒期」における対応をベースとした対策をとることとするが、特措法に基づく「協力要請」ではなく、特措法に基づかない「協力依頼」という形で、県民の皆様、事業者の皆様に対して対策をお願いしたい。

1. の県民の皆様への協力依頼等の、(1) 外出については、これまでの「感染警戒期」では、県外への不要不急の移動を慎重に検討していただきたいと協力要請していたが、この度の「準感染警戒期」においては、感染拡大が確認されている地域への不要不急の移動について慎重に検討していただくよう、協力依頼する。

感染拡大地域の対象となる目安としては、本県の対処方針における「(4)の感染拡大防止対策期」にあたる、1週間当たりの人口10万人当たりの新規感染者数が5人以上(4月7日に国が緊急事態宣言を発出した際の7都府県における1週間の新規感染者数が10万人当たり5人程度であったことを参考としたもので、仮に本県であれば1週間に48人程度)、この数値を目安にご判断いただきたい。

なお、こうした地域への移動を一律に控えてくださいということではない。

他の手段でできないかということをはじめ、行先の地域でどのような要請がなされているか、出発前の体調の確認、3密を避ける、会食時の注意などについて、慎重に検討いただきたい。

また、当該地域へ移動した場合には、帰県後14日間は、行動記録を取っていただくようお願いしたい。

そのほか、8月11日よりLINEを活用した「かがわコロナお知らせシステム」の運用を開始したところであるが、事業者の皆様においては、適切な感染防止対策を講じた上で、様式を店舗等に掲示していただくとともに、利用者の皆様においては、店舗等利用時にQRコードの読み取りを行い、積極的に登録していただきたい。

(2)の新しい生活様式の徹底については、引き続き、県民の皆様には、感染リスクが高い3密を徹底的に避けていただくほか、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとする基本的な感染対策を徹底していただくとともに、改めて、会食の際には、座席間隔の確保や大声を出さないこと、換気といった3密回避を徹底していただくことなどについて協力依頼する。

次に、2.の事業者への協力依頼等について、これまで同様、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づき、感染防止対策の徹底を図ること、また、在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組んでいただきたいこと、そのほか、次のページに移るが、出勤時には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促していただくこと、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等の取組みを推進することなどを協力依頼する。

3.の催物(イベント等)の開催については、前回の本部会議でお知らせしたとおり、これまでと同様、国の方針に沿って、9月末までは現在の開催制限を適用しているところであり、10月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途お示ししたいと考えている。なお、国の事務連絡にもあるとおり、「9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある」とされていることから、本県においても同様の対応を検討することとする。

4.県有施設等における対応、一つ飛んで、6.の県の対応については、これまでの「感染警戒期」で講じてきた対策と同様とする。

5. の観光振興については、これまで、四国内において取り組むこととしていたが、この度の「準感染警戒期」への移行に伴い、他県の感染状況等を踏まえ、県の宿泊助成については、9月12日以降、準備が整い次第、助成対象を中国・四国9県からの来訪者へ拡大することとする。その後は、国のGoToトラベルの実施状況や全国的な感染状況を踏まえ、適宜、対象地域を見直していくこととする。

なお、対策期間については、「当分の間」とするが、これは「香川県対処方針」で定めている解除の判断基準にもあるとおり、次の対策期へ移行させるかどうかについては、新しい対策期に入ってから一定期間（少なくとも2週間）経過後の、新規感染者数の傾向や指標等を踏まえ、総合的に判断することとしているので、判断基準に沿って、当分の間、これらの指標及び数値について、継続的にモニタリングを行い、今後の感染状況等によって、対策期の移行について検討したい。

また、今後の感染者数の増加により、感染拡大する恐れがある場合には、速やかに対策期の移行や必要な対策を講じることも想定している。

いずれにしても、今回、「準感染警戒期」に移行するが、新型コロナウイルス感染症対策は長丁場で取り組んでいかなければならず、再度の感染拡大といった事態にならないよう、引き続き、油断せずに対応していく必要がある。

県民の皆様、事業者の皆様には、これまでもお願いしてきた新しい生活様式の実践や感染防止対策の徹底など、引き続きの感染予防に努めていただきたいと考えており、今後は、こうした対策を講じていただくことを前提として、感染予防・感染拡大防止対策の充実・強化を図るとともに、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げ、社会経済活動の維持・回復にも取り組んでいきたいと考えているので、県民の皆様、事業者の皆様においては、重ねてご理解とご協力をお願いする。

議題2「新型コロナウイルス感染症対策（令和2年度9月補正予算（案））について」

政策部長から資料に沿って説明

本部長発言

8月31日の本部会議において、2つのワーキングチームで取りまとめられた方向性に沿って必要な対策を検討するよう申し上げていたところであるが、まずは、当面必要な対策を中心に取りまとめを行われたと考えている。

この度の補正予算では、感染拡大防止対策と医療提供体制の整備・強化を図るほか、雇用の維持・事業の継続に向けた支援を行うとともに、社会経済活動の維持・回復や感染症に強い社会・経済構造の構築に向けての取組みについても必要な対策を盛り込んでいる。

本日、この補正予算議案を議会へ送付することになるが、予算案議決後は早期に効果が発現するよう、速やかな執行に留意していただくとともに、各部局においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、引き続き必要となる対策、また、ワーキングチームの報告書なども踏ま

え、大都市等における感染拡大のリスクへの対応やデジタル化といった視点も持って、中長期を見据えた施策についても、全ての部局が知恵を絞って、検討を進めていっていただきたい。

議題3「その他」

教育長から資料に沿って説明

(県立学校における部活動の県外遠征等について)

教育委員会から、県立学校における部活動の県外遠征等について報告する。

資料3、教育委員会では、先月、複数の県立高校と練習試合を行った島根県の高校に新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した事案を受け、8月11日以降、県立学校の部活動においては、宿泊を伴う活動や県外での練習試合への参加及び県外からの選手・チームの招へいを当面の間、原則として禁止しているが、この会議の後、各県立学校に通知し、9月12日から実施できることとする。

県外遠征等の実施は、教育活動の一環として真に必要なものについて行うこととするとともに、実施を検討する際は、

- ・県内外の最新の感染状況を踏まえ、部活動顧問のみで実施を決定するのではなく学校長が実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、決定すること。
- ・生徒及び保護者の意思を確認するとともに、それを尊重すること。
- ・主催団体が示す感染症予防対策ガイドラインや本県が示している通知を踏まえ、感染予防を徹底した上で実施すること。

などに十分留意するよう、各学校長に通知する。

本部長発言

各部局においては、県民生活の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって対応に当たっていただきたい。